

成績不振者の基準について
(平成 27 年度入学者以降適用)

平成 27 年	3 月 1 1 日	教授会承認
平成 27 年	4 月 1 日	施行
平成 28 年	10 月 26 日	改正
平成 29 年	4 月 1 日	施行
平成 31 年	3 月 27 日	改正
平成 31 年	4 月 1 日	施行

以下に該当する者を成績不振者とし，進級判定・卒業認定制度 2 の⑤の（3），及び 3 の②の（3）に基づき，教授会において総合的に審議する対象として取り扱う。

学年	総ユニット	欠点科目ユニット
1	4 2	5 以上
2	6 4	8 以上
3	3 7	6 以上
4	4 8	5 以上
5	5 7	6 以上
6	7 4	7 以上

なお，各学年 3 科目以上 60 点未満の場合，及び下記科目の欠点並びに条件が満たされない場合は，欠点科目ユニット数にかかわらず，成績不振者として審議対象とする。

記

学年	科目及び条件
1	基礎医学（解剖学Ⅰ（含実習），人体機能学，生化学Ⅰ（含実習）のいずれか）
4	「C B T」 ※別に定める I R T 値未満
5	「臨床講義」 60 点未満 「学力統一試験」
6	「OSCE」 「学力統一試験」 ※「一般問題」「臨床問題」「必修問題」のいずれかが，60 点未満

以 上